第40号議案

地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会条例の一部を改正する条例 地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会条例(平成19年静岡県条例第48号)の一部を次のように改 正する。

: 9 る。 改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
成15年法律第118号)第11条第3項の規定に基	成15年法律第118号 <u>。以下「法」という。)第11</u>
価委員会(以下「委員会」という。) の組織及	地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員
び委員その他の職員その他委員会に関し必要	会(以下「委員会」という。)の <u>所掌事務、</u> 組
な事項を定めるものとする。	織及び委員その他の職員その他委員会に関し
	必要な事項を定めるものとする。
	(所掌事務)
	第2条 委員会は、法に定めるもののほか、知
	事の諮問に応じて、次に掲げる事項につい
	て、調査審議する。
	(1) 法第26条第1項に規定する中期計画
	(2) 法第28条第1項各号に規定する当該事業
	年度における業務の実績及び同項第3号に
	規定する中期目標の期間における業務の実
	<u>績</u>
	(3) その他知事が必要と認める事項
(組織)	(組織)
<u>第2条</u> (略)	<u>第3条</u> (略)
(任期)	(任期)
<u>第3条</u> (略) 	<u>第4条</u> (略)
(委員長)	(委員長)
第4条 (略)	<u>第5条</u> (略)
(会議)	(会議)
第5条 (略)	<u>第6条</u> (略)
(庶務)	(庶務)
第6条 (略)	<u>第7条</u> (略)
(委任)	(委任)
<u>第7条</u> (略)	<u>第8条</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。